

## 2010年 第 回短答式試験 監査論 解説

全体として平易な問題もあったが、出題範囲も全範囲に網羅されているとともに監査論の基本的な理解を問いながらも若干ひねった問題も見受けられた。この意味では受験生の方も苦労されたのではないだろうか。

以下、各問を見てみる。

**問題 1** 正解 3 難易度 易しい

## 解 説

会計士監査全般に関する出題である。

ア：正しい：特に誤っている記述はない。これが正しいということで、選択肢の 1, 2 は消える。

イ：誤り：監査はたしかに一面では監査報酬などの支払いによってコスト増加要因にはなるが、一方で、会社の財務諸表に対して社会的信頼性を付与することにより、債券の格付けを上げる要因になったり、株価の安定要因になるといった形で資本調達コストを下げる要因とも成り得る。したがって本来、必ずしも法令によって強制しなくても、経営者自身に監査を積極的に受けようとするモチベーションはあるはずである。少なくとも監査理論ではそのように考えてきた。これにより正解は 3 か 4 に絞られる。

ウ：誤り：監査人は、投資家が自己責任で行った投資意思決定の誤りにまで損害を保証する責任はない。これもほぼ明らかに判明するため、この段階で正解は 3 に確定する。

エ：正しい：特に誤っている点はない。

オ：正しい：監査基準委員会報告書第11号「違法行為」第2項。

以上により誤っている選択肢はイ、ウであり、正解は 3 となる。

**問題 2** 正解 2 難易度 易しい

## 解 説

会計士監査全般に関する出題である。

ア：正しい：特に誤っている記述はない。

イ：誤り：継続性の原則に準拠しているからといってただちに財務諸表の適正性について合理的補償が得られるものではない。その企業の実態が変化し、準拠すべき会計方針が変わっているにも関わらず、過去と同一の会計基準に準拠しているとすれば重要性の度合いにより、限定や不適正となる可能性もあり得る（監査基準委員会報告書第24号「監査報告」第14項、15項）。これにより正解は 2 と確定する。比較的容易に判明しただろう。

ウ．正しい：年度財務諸表，中間財務諸表は積極的形式，四半期レビューは消極的形式によって意見が表明される。

エ．正しい：四半期レビューは質問、分析的手続その他の 四半期レビュー手続からなり、これらは年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなる( 四半期レビュー基準 3 報告基準(2) )。

オ．正しい：第24号第 8 項。

以上により，誤っているものはいであり，正解は 2 となる。

**問題 3** 正解 4 難易度 やや難しい

解 説

職業倫理等に関する出題である。

ア．誤り：大会社における法定監査と内部監査の兼業を禁止しているのは，厳密に言えば規則ではなく公認会計士法である( 公認会計士法第24条の 2 ，公認会計士法施行規則第 6 条第一項 5 号 )。これで 1 と 2 がはずれるが，微妙なので，次以降を見る。

イ．誤り：いわゆる「セカンド・オピニオン」であり，このような依頼を受けることは禁止されていない( 倫理規則第 9 条 )。これで 1 ， 3 がはずれる。

ウ．正しい：特に誤った記述は見られない。このことから，正解は 2 か 4 に絞られる。

エ．誤り：成功報酬に基づく保証業務は，いかなる場合にも認められず，その公正性の原則に対する脅威はいかなる手段をもってしても軽減できないから，契約の締結を検討する余地はない。これで 3 ， 5 がはずれる。そして正しいものは，他にオしか残っていないから，ここで 4 に正解が確定する。一応，確認してみる。

オ．正しい：倫理規則第 2 条第 5 項二。

以上により正しいものはウとオであり，正解は 4 となる。

**問題 4** 正解 2 難易度 難しい

解 説

監査法人に関する公認会計士法からの出題である。消去法を併用しても，正解は難しい。

ア．誤り：監査法人の社員は，他の監査法人の社員となってはならない( 公認会計士法第 34 条の 14 第 1 項 )。ここで正解は 1 か 2 に絞られる。ということはい，オは正しく，ウかエのどちらが誤っているかを考えれば良い。ただし難しい。

イ．正しい：公認会計士法第 34 条の 5。ただこの規定の内容は，なかなかすんなりとは出てこなかったのではなかろうか。

ウ．正しい：公認会計士法第 34 条の 10 の 5 第 1 項。ここで正解は 2 に確定するが，微妙なため，次を見る。

エ．誤り：収益の額が10億円に達しない場合は、この限りでない（公認会計士法第34条の32，公認会計士法施行令第24条）。この但し書きも，なかなか出てこなかったのではなからうか。

オ．正しい：公認会計士法第34条の11の4，公認会計士法施行令第19条。

以上により誤っているのはア，エであり，正解は2となる。

**問題5** 正解4 難易度 難しい

解 説

監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」,特に[付録1]1. 2.からの出題である。

ア．誤り：この期間に発生した事象については，財務諸表そのものの修正を行う。修正していない場合には，完済報告書において，除外事項として扱う（前掲[付録1]2.）。

イ．誤り：計算書類本体の修正は難しいから，注記として扱う（前掲[付録1]2.）。注記していない場合には，注記に関する除外事項とする。

ウ．誤り：会計監査人と同じ対応となり，注記がなされていないとすれば，監査役の監査報告書においても除外事項とされなければならない。

エ．正しい

オ．誤り：取締役から株主総会において報告させることができるだけである。計算書類を修正せず，有価証券報告書における財務諸表を修正すれば，単一性の原則に反することになる。

以上により正しいのはエであり，正解は4である。

**問題6** 正解2 難易度 易しい

解 説

監査手続に関する出題である。本問では借入金の監査手続に触れている。

ア．有効：借入金の確認の実施対象の一つである（監査基準委員会報告書第19号「確認」第7項）。

イ．単独では有効でない：会社側が作成した残高明細と補助簿の残高を照合しただけでは，網羅性も，金額の妥当性も分からない。収集した確認書など実在性を示す，何らかの外部証拠があれば，それと併用することによって社内の記帳の妥当性を見ることができる。

ウ．有効：借入金が予め設定された社内の内部統制を経た上で承認，取引されたものであるかどうかを見ることができる。

エ．有効：担保物権の実在性を見ることによって貸倒れた差異のリスクの有無を見ることができる。

オ．有効：契約利率に基づき適正に利息が計上されているか、又は実際に支払われた利息に見合う借入金残高かを見ることができる。

以上により、それ単独では借入金の有無（実在性、網羅性）を見るためにあまり有効とはいえない手続はいであり、正解は2となる。

**問題7** 正解1 難易度 易しい

解説

監査基準委員会報告書第11号「違法行為」および一部日本公認会計士協会法規委員会研究報告第9号「法令違反等事実発見への対応に関するQ&A」にも関係する出題である。

- ア．正しい：第11号第12項。これで選択肢は1か2に絞られ、ウ、オは誤りが確定する。比較的知られた内容であるため、この消去法は容易にできたはずである。
- イ．正しい：第11号第13項。監査人が違法行為の存在の可能性について疑念を抱く典型的な場合である。資料の提出が遅れるということは何らか後ろめたさがあるからであろう。これでエが誤りであることが確定すると同時に1の正解が確定する。
- ウ．誤り：発見した違法行為が軽微なものである場合を除く（第11号第16項）。
- エ．誤り：金融商品取引法第193条の3第1項にいう法令違反等事実に相当する場合には、法に定める手続き（日本公認会計士協会法規委員会研究報告第9号「法令違反等事実発見への対応に関するQ&A」Q2に対する解答）によって会社が是正措置を講じないようなら第11号第20項にいう「正当な理由」に相当すると考えられるから、その場合には第三者、たとえば規制当局（金融庁、内閣総理大臣）などに通報することが許される。そうでなければ守秘義務違反に問われる危険がある。
- オ．誤り：ただちに監査契約の解除を検討し「なければならぬ」わけではない。第11号第21項では「違法行為に対して経営者が誠実に対応しないときは、監査契約の継続の可否に関する検討が必要となることがある。」といているにすぎない。

以上により正しい選択肢はア、イであり、正解は1となる。

**問題8** 正解5 難易度 やや難しい

解説

監査人の守秘義務に関する出題である。しかも消去法が使えない分難しいが、オの選択肢が明らかに正しいとわかるため、「やや難しい」とした。

- ア．誤り：後任監査人への業務の引継ぎに関しては守秘義務が解除されるだけで一般的な守秘義務全般が解除されるわけではない。この選択肢だけを読むと守秘義務一般が解除されるかのごとくに読めるが、それは誤りである。ただしさっと読み流しただけでは、そこまでは考えに至らない可能性もある。

- イ．誤り：前の問題にもあるように、金融商品取引法第193条の3第1項にいう法令違反等事実に対応する場合には、法に定める手続きによって会社が是正措置を講じないようなら第11号第20項にいう「正当な理由」に相当すると考えられるから、その場合には第三者、たとえば規制当局（金融庁、内閣総理大臣）などに通報することが許される。ただちに内閣総理大臣に通報して良いわけではない。
- ウ．誤り：当の被監査会社（つまり監査の依頼人）からの了解を得る必要がある。ただし、それによって影響を受けることが予想される者も含めたすべての関係者の利害を考慮しなければならない、とされている（倫理規則第2条第9項）。必ずしもそれら利害関係人の「了解」が必要なわけではない。
- エ．誤り：検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない（公認会計士・監査審査会「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」(平成20年6月。の3)）。ただしこの内容を知っている方は多くはないであろう。
- オ．正しい：現場を見ればわかるが、監査事務所内のロッカーには、日本中の会社の監査資料が雑然とおかれていたことも多い。監査の繁忙期ともなれば、さまざまな粘土の様々な長所が行き交うことも多いため、見ようと思えば自分が関わっていない他の監査チームが行っている会社の監査調書などを見ることも不可能ではない。何らかの研究目的で了解を得てアクセスしている場合を除きこのようなことは本来許されないが、仮に垣間見た場合にも守秘義務は当然適用される。監査事務所は、各チームの作成した監査調書に対するアクセスに関してしっかりした品質管理が求められる（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第81項以降）。この規定が明らかに正しいとわかるため、この段階で正解は5に確定する。

以上により正しい選択肢はオであり、正解は5となる。

問題9 正解2 難易度 易しい

解説

監査実施全般に関する出題で、複数の監査基準委員会報告書が対象となった出題である。

- ア．正しい：特に誤った記述は見られない（監査基準委員会報告書第27号「監査計画」第11項）。これにより正解は1か2に絞られ、ウ、エは誤っていることが確定する。
- イ．誤り：質的な重要性が大きければ、重要性の値を小さくして、細部まで見ていくことが必要になることも多いであろうから、選択肢の内容は認められることになる。少し考えればわかる。これで正解は2にほぼ確定するが、念のため以下も見ていく。

- ウ．誤り：特定項目抽出による試査は、例えば、売掛金のうち決済期日を過ぎたものに集中してその回収可能性を見るといった形にものだから、サンプリングによる試査には該当せず、したがって、特定項目に対して実施した監査手続の結果から母集団全体にわたる一定の特性を推定することは予定されておらず、また、このような推定をしてはならない（監査基準委員会報告書第9号「試査」第14項）。
- エ．誤り：資産の評価や会計上の見積もりなどが「経営者の意思に関連」した事項に相当するが（監査基準委員会報告書第3号第4項(6)）、これについては他に監査手続が存在しており、書面による確認に限られているわけではない。
- オ．正しい：監査基準委員会報告書第36号「監査調書」第8項。ただし容易に正しいことがわかる選択肢であるため、消去法を併用すれば、正解を導くのに難しいところはなかったと思われる。

以上により正しい選択肢はア、オであり、正解は2となる。

問題10 正解4 難易度 易しい

解説

監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」に関する出題である。

- ア．誤り：経営者確認書には「財務諸表の作成責任は経営者にあることを承知しております」という形で、経営者の責任が明示されるが、監査人の責任は明示されない。両責任が明示されるのは、例えば「財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。」といった形で、一般的には監査報告書に記載される。これで1、2の選択肢は正解から外れる。
- イ．誤り：経営者確認書に記載される内容はいずれも監査人が必要と認めて経営者に確認を求める事項であり、その草案は、通常、監査人が作成し、経営者に内容の説明を行って事前に了解を求めなければならない（第3号第5項(1)）。これでさらに3が正解から外れ、4か5に絞られる。
- ウ．正しい：第3号第5項(4)。これで4に正解が確定する。比較的知られた内容であるため、容易に選択できたであろう。結果としてオが正しく、エの選択肢は誤りであることがわかる。
- エ．誤り：経営者確認書の入手は、現在の位置づけでは監査手続その者であるため（第3号第3項）、一部又は全部についてこれが入手できなかった場合には、内容の如何に関わらず、重要な監査手続を実施できなかった監査範囲の制約に相当する（第3号第8項）から、監査意見を形成するための全体にかけ、意見を限定するか又は意見を表明しないことを検討しなければならない。
- オ．正しい：第3号第5項(6)。容易に判定は可能であったろう。
- 以上により正しい選択肢はウとオであり、正解は4となる。

## 問題11 正解4 難易度 やや難しい

## 解説

監査基準委員会報告書第9号「試査」に関する出題である。

- ア．正しい：ノン・サンプリング・リスクには、定義上、抽出行為に関係しないリスクも存在しており、これらは特定項目抽出リスクに含まれている。だが若干難しい。スルーして次の選択肢に行く。
- イ．誤り：サンプルの抽出方法についての定義に合致している（第9号第27項(1)が、もうひとつの要件、つまり監査結果に基づく母集団に関する結論を出すに当たって確率論の考え方を用いなければ、厳密な意味での統計的サンプリングには当たらない。つまり両要件を同時に満たさなければ統計的サンプリングには当たらない。判断は微妙なところであろう。
- ウ．正しい：特定項目を抽出したことにより、サンプリングではないが、それとは異なる形で対象を絞り込んでいるわけで、抽出した後はその項目のすべてについてテストを実施しなければならないと考えられる。
- エ．正しい：予想誤謬額が大きすぎたか、許容誤謬額が小さすぎたのではないかとの懸念が生じるため、この懸念がサンプル数を増加させると考えればよいだろう（第9号第5項、6項）。
- オ．誤り：階層化した方がサンプル数は減少する。そうでなければ階層化する意味がない（第9号第33項）。イの選択肢になんとか疑問符がつけられれば、消去法によってなんとか正解には辿りつけたであろう。若干難しかったのではなかろうか。

以上により誤っている選択肢はイ、オであり、正解は4となる。

## 問題12 正解3 難易度 やや難しい

監査リスク評価手続に関する出題である。基本的には監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」に関する問題と考えて良い。

- ア．誤り：もちろん経営者と同程度なら、いのだろうが、実際企業経営に携わっておらず、情報にも限界がある以上、経営者より理解の度合いが低くなるのはやむを得ない。監査人に求められる理解の程度は、経営者の理解の程度よりも低いものとなる（第29号第5項）。少し考えれば判断できたのではなかろうか。
- イ．誤り：継続監査においては過年度の情報は有益である（第29号第12項）。状況が変化したならどのように変化したのかを見なければならない。
- ウ．正しい：第29号第6項。あまり見ない規定ではある。
- エ．誤り：統制環境に限定されたことではないであろう。この部分はより広く「内部

統制によって」とするか、内部統制のうち特に絞るなら「統制活動」とすべきであろう（第29号第85項）。いずれにしても「統制環境」に絞っていることに違和感を感じる事ができれば良い。

オ．誤り：「すべての事業上のリスク」の部分が誤りである。監査人はすべての事業上のリスクを評価する責任を負うものではない（第29号第32項）。これは容易に判断がついたであろう。以上ウを除けば、他の選択肢が誤っていることは比較的容易に判断できたであろう。その意味で若干難しいといえる。

以上により正しい選択肢はウであり、正解は3となる。

**問題13** 正解2 難易度 易しい

リスク対応手続に関する出題である。基本的には監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」に関する問題と考えて良い。

ア．正しい：第30号第8項。これで正解は1か2に絞られ、い、エは誤りであることがわかる。

イ．誤り：期末日「後」というのが誤り。「期末日」とすべきである。「容易に予測できない時期に」というのは正しい。

ウ．誤り：運用評価手続と実証手続が逆。収益の発生には、例えば売掛金が立っているか、それが実在するか、きちんと回収されているかと言った収益実現にかかる実証手続が妥当する。一方、収益の網羅性についてはすべての売上がきちんと報告され、記帳されているかといった内部統制の運用評価手続が妥当する（第30号第9項）。比較的良く知られた内容であるし、少し考えれば判断はつくはずである。これがわかれば正解は2に確定する。

エ．誤り：実証手続は、重要な取引等についてはリスクの高低に関わらず実施しなければならない（第30号第48項）。

オ．正しい：第30号第62項。少し考えれば、この規定を知らなくても判断はできるはずである。

以上により、正しい選択肢はアとオであり、正解は2となる。

**問題14** 正解2 難易度 易しい

継続企業の前提に関する出題である。監査基準も監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」も平成21年に改正されているため、若干注意が必要である。

ア．誤り：「事業等のリスク」は財務諸表本体でも注記でもないから、追記情報への記載はありえない。これで正解は1か2に絞られる。

イ．正しい：特に誤った部分はない（第22号第11項，18項）。この段階で，正解は2に確定する。

ウ．正しい：第22号第10項。

エ．誤り：適切性は常に検討する必要がある（第22号第7項）。そうでなければいと矛盾する。これにより正解は2に確定するが，確認のため次を試みる。

オ．正しい：第22号第14項。この規定を知らなくても，少し考えれば判断はつくだろう。

以上により誤っている選択肢はア，エであり，正解は2となる。

**問題15** 正解4 難易度 やや難しい

日本監査役協会「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」（以下，単に共同研究報告と略す）および監査基準委員会報告書第15号「内部監査の実施状況の理解とその利用」に関する出題と考えられる。共同研究報告の方は，平成21年2月17日に改正されているため，若干注意が必要である。

ア．誤り：少なくとも監査人は，経営者の職務執行の監視までを行う責任はない。これで1と2は消せる。

イ．誤り：口頭による連携もあり得る（共同研究報告4.）。

ウ．正しい：特に誤った記述はない（第15号第1項）。これがわかれば，ただちに正解は4に絞られるが，確認のため他も試みる。

エ．正しい：取締役「会」は，個々の取締役の業務執行を「監督」する立場にあるから（会社法第362条第2項2号），監査役に準ずる機能をもっていると考えて良い。

オ．誤り：監査計画の策定に関しては監査役等と「必ず」コミュニケーションしなければならないということではなく，「協議することもある」という程度である（監査基準委員会報告書第27号「監査計画」第27項）。

したがって正しい選択肢はウとエであり，正解は4となる。

**問題16** 正解4 難易度 易しい

監査報告に関する非常に基本的な出題である。対象となる監査基準委員会報告書は第24号「監査報告」である。

ア．誤り：監査人は，たとえ我が国に明確な会計基準が存在しない場合であっても，経営者が採用した会計方針及びその適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて，関連資料の閲覧等により，関連する企業会計の基準の趣旨を踏まえた実質的な判断をしなければならない。国際的に認められた会計基準はそのような資料の一つと考える。これで1と2が外せる。

- イ．誤り：未確定事項であったとしても重要なものである限り、監査報告書作成時点で入手し得る監査証拠により判断を行い、適正又は不適正の監査意見を表明することが基本である。それでも重要な監査手続が適用できなかった場合でも、ただちに意見不表明とすべきではなく、「意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。」とされているのみである（第24号第19項）。これで3が外せるが、一応先に進む。
- ウ．正しい：財務諸表に書かれていることで公認会計士が、特に重要と認めたものについて投資家に喚起するために書いた情報を「追記情報」という。内容は監査基準第四報告基準七に規定がある。この段階で正解は4に確定するが、確認のため、他も見てみる。
- エ．誤り：合理的基礎が形成されなければ意見不表明となるが、意見不表明も監査報告である（第24号第2項）。よく知られた内容であり、誤りであることはただちに知られるであろう。結果として2と5が排除できる。
- オ．正しい：特に誤った記述はない（第24号第8項）。これもただちに判断できよう。

以上により、正しい選択肢はウとオであり、正解は4となる。

**問題17** 正解4 難易度 易しい

監査報告書に関する出題である。対象となる監査・保証実務委員会報告書第75号「監査報告書作成に関する実務指針」及び第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の二つになる。

- ア．誤り：二重責任の原則に関する記述は、意見区分の前の、いわゆる「概要区分」と呼ばれていた部分の後半に記載される。かつて「監査の概要」を記載し、「概要区分」と称されていた区分は、現在では経営者の責任を記載する部分と監査人の責任を記載する部分に分けられている。結果的に冒頭の監査の対象と範囲を記載している「範囲区分」を加え、現在は4区分形式となっているというのが共通の認識である。結果として1と2が除外できる。
- イ．誤り：利害関係に関する記述は両監査に共通するため、最後に1回だけ、共通するものとして記載される（一体型のひな形は第82号の付録にある）。一体型のひな形を見たことがない方には、正しい選択肢に思われたかもしれないが、見慣れた方には容易な出題であったであろう。この段階で3が外せる。
- ウ．正しい：第75号 1.(2)。古い証券取引法（現・金融商品取引法）のもとでは定時株主総会の終了日とされていた。ここからただちに正解は4と確定できる。つまりエは正しいと推測できる。
- エ．正しい：有限責任監査法人においては、すべての証明について各証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。）を指定しなければならない（公

認会計士法第34条の10の5第1項)こととされ、指定された証明(以下、「特定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定有限責任社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う(同条第2項)こととされた。これに伴い、特定証明であるときは、当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が自署し、かつ、自己の印を押さなければならないものとされている(監査証明府令第4条第1項)。

オ．誤り：明文規定はないが日本のコーポレート・ガバナンスの実態から考えると、取締役会が望ましいと考えられている(第75号 1.(3))。

以上により正しい選択肢はウとエであり、正解は4となる。

**問題18** 正解4 難易度 やや難しい

内部統制監査に関する出題である。問題18が内部統制、問題19が四半期レビュー、最後の問題20が品質管理という伝統を踏襲している。ただし内部統制、四半期レビュー、品質管理ともより以前の問題でも姿を現しており、制度の定着とともにさらに出題頻度が上がってくることが予想できる。

ア．正しい：内部統制評価基準 2。ここから正解は1か2に絞られる。

イ．誤り：期中の重要な欠陥が期末日までに是正されていた場合には、経営者の内部統制評価報告書の付記事項として記載することができるが、記載されていない場合であっても期末日における内部統制は有効なわけだから、監査人も他に除外事項がなければ無限定適正意見を表明できる(内部統制評価監査基準 4.(1)注)。

ウ．正しい：内部統制評価監査基準 4.(3)なお書き。これで1に確定するが念のため、次も見ておく。

エ．誤り：この場合、経営者が設定した内部統制の評価範囲そのものに問題があるものと考えられるため、経営者の内部統制評価範囲に限定意見を付す必要がある。追記というのは誤りである可能性が高いと考えられるから、この段階で2は外せ、1に確定する。

オ．誤り：監査人は、経営者が作成し、経営者自身が内部統制の有効性に対する意見を表明した内部統制評価報告書の適正性について監査意見を表明する。

以上により正しい選択肢はあとウであり、正解は1となる。

**問題19** 正解1 難易度 易しい

四半期レビュー基準及び監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」に関する出題である。

ア．正しい：四半期報告書とはいえ、継続企業の前提の開示については年度財務諸表

と何らかわりはない。結果として正解は1か2に絞られる。

- イ. 誤り：確かに限定的な手続ではあるが，その四半期レビュー手続きすらも実施できないものがあれば，四半期レビューといえども範囲限定はあり得る（四半期レビュー基準第三報告基準8）。これで3と4が除外できる。
- ウ. 正しい：四半期レビュー基準第一四半期レビューの目的。非常に容易に判断出来，この段階で正解は1と確定する。本番では，他を見る必要はないであろう。
- エ. 誤り：年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ない（四半期レビューに関する実務指針 4. (4) 第三段落）。
- オ. 誤り：継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合，四半期レビューでは，それが四半期財務諸表に適切に記載されているか否かについてのみ意見表明を行う（四半期レビュー基準第三報告基準12）。意見不表明には繋がらない（四半期レビュー基準第三報告基準9）。四半期レビューでは，適用できる監査手続には限定があるため，継続企業の前提に関する開示の有無を確かめるだけにとどめ，最終的に財務諸表を作成すること自体の適切性については年度監査で判断することになると考えられる（監査基準第四報告基準六4）。

以上により正しい選択肢はアとウであり，正解は1となる。

**問題20** 正解5 難易度 易しい

監査品質管理基準，品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（第1号と略する）及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」（第32号と略する）に関する出題である。

- ア. 正しい：第1号，第32号。これで1と2が除外できる。
- イ. 正しい：監査品質管理基準前文三8。
- ウ. 誤り：品質管理基準第五職業倫理及び独立性一2，第七監査実施者の採用，教育・訓練，評価及び選任1。第1号第42号。この段階で正解は5と確定するが，後のものも見る。
- エ. 誤り：監査基準とともに一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し，監査基準と一体となって適用される，とされている（品質管理基準前文二）。これもよく知られた内容であるため，正解は5と断定し，あとは読まなくても良い。
- オ. 正しい：第1号第25項。

以上により，誤った選択肢はウとエであり，正解は5となる。